

公団側

反響騒音防止対策等実施を「覚書」で確約する。

公団住宅建設問題については、55年度自治会総会にて現在までの経過が報告されましたが、4月30日自治会と住宅公団との間で「覚書」が交換され、更にこの内容を将来にわたって確実なものにするため、箕面市を立会人として締結されました。

住宅建設に対する反響騒音防止策を基本として併せて今後ますます交通量の増加が予想される山麓線の新しい騒音問題も含めた内容の「覚書」を紹介いたします。

「覚書」

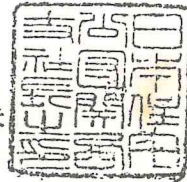
日本住宅公団関西支社（以下「甲」という。）と箕面栗生第2住宅自治会（以下「乙」という。）は、甲が新規住宅8階建30戸の建設に係る諸問題につき乙と協議し、次のとおり合意を得たので、箕面市（以下「丙」という。）を立会人として、次のとおり覚書を交換する。

- 第1条 甲は、41号棟周辺及び山麓線沿いの反響騒音の現状並びに新規住宅建設後の実態調査を行い、調査結果を乙に報告すると共に、対策について、協議するものとします。
- 第2条 甲は、前項にかかわらず、既存の戸割店舗（2号棟）及び阪急オアシス北側の景観の改善策並びに41号棟南側の植樹等の計画を立案し、乙と協議の上、速やかに、実施する。
- 第3条 甲は、新規住宅周辺の植樹計画に当たり、反響騒音の発生を極力防止するよう十分配慮し、実施する。
- 第4条 甲は、新規住宅の車輛進入路について、周辺の道路事情を考慮し、交通安全対策には十分配慮し、実施する。
- 第5条 甲は、電波障害について、NHKに委託調査し、障害があれば、速やかに、対策を講じる。
- 第6条 別紙栗生団地全体計画案のうち、バスターミナル東側の業務施設4戸と阪急オアシス北東の店舗付住宅7戸については、あらためて、甲乙協議する。
- 第7条 甲は、第2住宅外周道路沿いの公団所有地に駐車場を設置する。
なお、詳細については、乙と引き続き協議する。
- 第8条 甲が実施した諸対策について、乙が異議を表明したときは、甲は、誠意をもって乙と協議し、改善に努める。
- 第9条 甲と新規住宅の建設業者は、工事期間中の交通安全、公害防止対策を十分配慮し、実施する。乙からの改善要望があった場合は、速やかに、善処する。
- 第10条 甲は、山麓線から発生する騒音問題について、昭和50年8月21日付の確認事項に基づき、引き続き乙と協議し、解決に努める。
- 第11条 この覚書に記載のないその他の問題について、疑義が生じたときは、甲乙共誠意をもって協議する。

この覚書交換の証として、本書3通を作成し、甲乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和55年4月30日

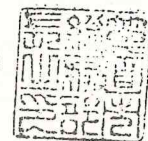
甲 日本住宅公団関西支社
理事 支社長 鯉田和夫



乙 箕面栗生第2住宅自治会
会長 稲尾美津治



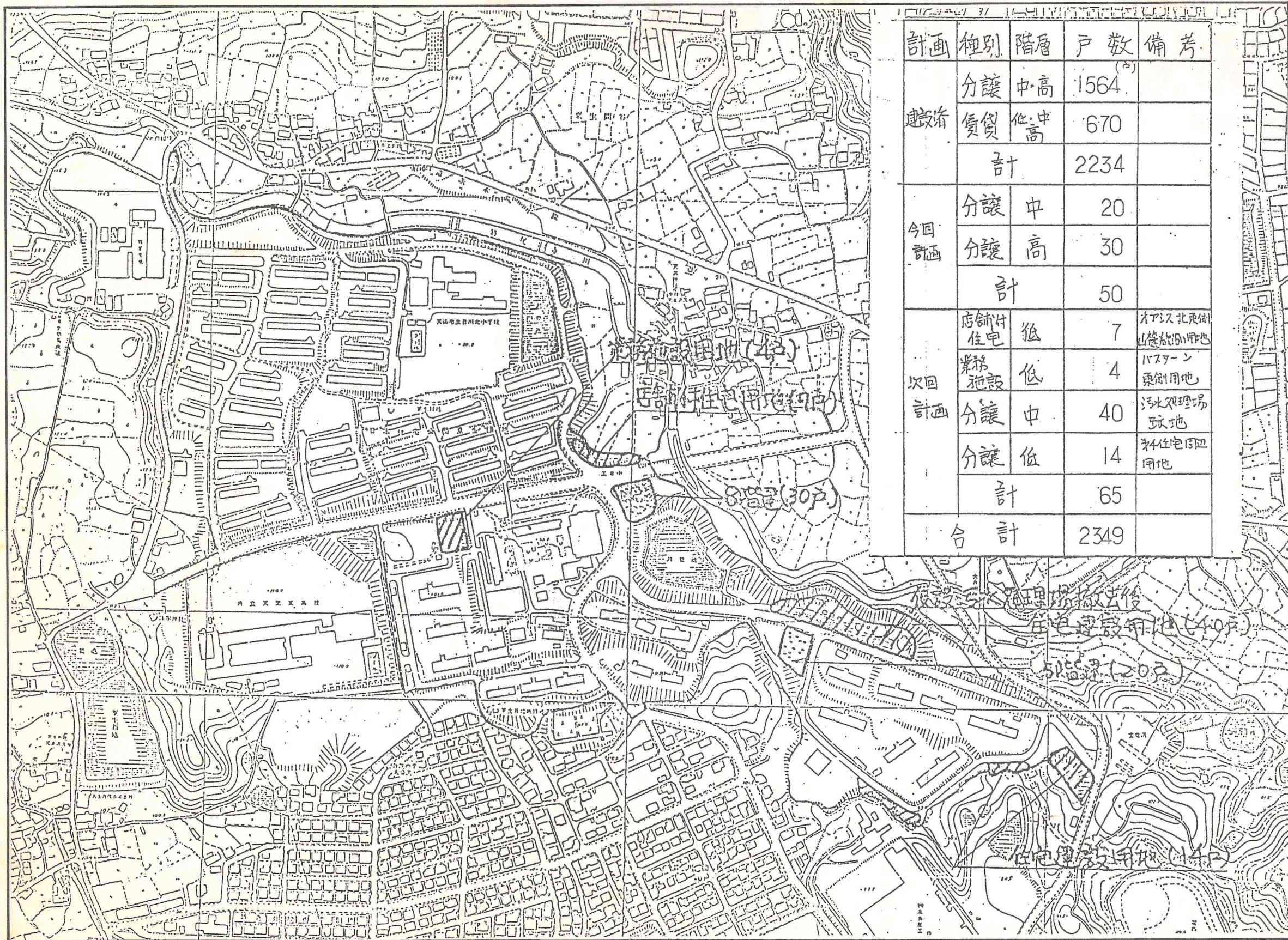
立会人 丙 箕面市
総務次長 杉本彰



栗生

栗生第2住宅自治会ニュース特別号
発行自治会
編集広報部
昭和55年6月28日





| 計画 | 種別 | 階層 | 戸数 | 備考 |
|------|-------|-----|------|-----------------|
| 建設済 | 分譲 | 中高 | 1564 | (5) |
| | 賃貸 | 位中高 | 670 | |
| | 計 | | 2234 | |
| 今回計画 | 分譲 | 中 | 20 | |
| | 分譲 | 高 | 30 | |
| | 計 | | 50 | |
| 次回計画 | 店舗付住宅 | 低 | 7 | オアシス北東側山麓敷地(7戸) |
| | 業務施設 | 低 | 4 | バスターン東側用地 |
| | 分譲 | 中 | 40 | 汚水処理場跡地 |
| | 分譲 | 低 | 14 | 住宅用地(14戸) |
| | 計 | | 65 | |
| 合計 | | | 2349 | |